

# 熊本県公報

第10970号  
平成15年4月18日(金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 告 示**
- 熊本県税口座振替手数料交付要領の一部を改正する要領……………(税 務 課) 1
  - 身体障害者福祉法に基づく事業者の指定……………(身体障害福祉課) 1
  - 知的障害者福祉法に基づく事業者の指定……………( " ) 2
  - 児童福祉法に基づく事業者の指定……………( " ) 3
- 公 告**
- 開発行為に関する工事の完了……………(建 築 課) 3
  - 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 4
  - 宅地建物取引業法に関する行政処分……………(建 築 課) 4
  - 宅地建物取引業法の規定に基づく行政処分のための聴聞の実施……………( " ) 4
  - 平成15年度牛海綿状脳症用 ELISA キットの物品購入に係る一般競争入札の実施……………(食品衛生課) 5
  - 都市計画の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) 6
- 登 載 依 頼**
- 熊本県警察 OA 研修業務委託に係る一般競争入札の実施……………(警察本部情報管理課) 6
  - 個人演説会の施設の指定……………(選挙管理委員会) 8
  - 警備業法第10条の規定に基づく護身用具の携帯の禁止および制限に関する規則の一部改正……………(警察本部生活安全企画課) 8

## 告 示

### 熊本県告示第440号

熊本県税口座振替手数料交付要領の一部を改正する要領を次のように定める。  
平成15年4月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県税口座振替手数料交付要領の一部を改正する要領  
熊本県税口座振替手数料交付要領(昭和50年熊本県告示第616号)の一部を次のように改正する。  
第3の1の(1)中「12月12日」を削り、「第21条第2項に規定する第一種郵便物の重量25グラムまでのもの」を「第75条の2第2項第3号に規定する定形郵便物」に、「同法第22条第2項に規定する第二種郵便物の」を「同法第22条第1項に規定する」に改める。

### 附 則

この要領は、平成15年度分の県税の調定に係る分から適用する。

### 熊本県告示第441号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の4第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成15年4月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
愛隣館地域福祉サービスセンター・デイサービス部 山鹿市大字津留2022番地	社会福祉法人 愛隣園 山鹿市大字津留1910番地の1 三浦 牧子	平成15年 3月31日	43000100141125	身体障害者 デイサービス